

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年度狭山市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成25年4月23日提出

狭山市長 仲川 幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

補正予算別冊のとおり

平成25年3月29日

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成24年度狭山市一般会計補正予算（第6号）

平成24年度狭山市一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,837,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 2,087,003	千円 33,939	千円 2,120,942
	1 地方交付税	2,087,003	33,939	2,120,942
15 国庫支出金		5,506,199	△12,000	5,494,199
	2 国庫補助金	980,387	△12,000	968,387
17 財産収入		323,565	7,382	330,947
	1 財産運用収入	14,008	7,382	21,390
18 寄附金		4,503	2,404	6,907
	1 寄附金	4,503	2,404	6,907
歳入合計		44,806,097	31,725	44,837,822

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,920,299	千円 30,955	千円 7,951,254
	1 総務管理費	6,734,975	30,955	6,765,930
12 諸支出金		135	770	905
	1 土地開発基金繰出金	135	770	905
歳 出 合 計		44,806,097	31,725	44,837,822

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	6,000千円
	3 都市計画費	公園管理事業	9,600千円
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	15,645千円

変 更

款	項	事業名	補正前の金額	補正後の金額
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等耐震補強事業	92,200千円	100,075千円